

(国土交通委員会)

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第

八号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成二十九年三月三十一日まで延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。